

委 託 契 約 書 (案)

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(委託事業)

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 委託事業名

本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務

(2) 委託事業内容

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という）や検索エンジン等のWEB媒体を活用した観光情報の発信業務

(3) 委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を委託仕様書に従って実施しなければならない。また委託仕様書が変更された場合も同様とする。

(委託費の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として金 円（うち消費税及び地方消費税の額を含む）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

(委託費の支払)

第4条 甲は、前条に規定する委託費を、委託事業が終了し、第10条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約保証金)

第5条 【契約時に記載】

(再委託の制限)

第6条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(実績報告等)

第9条 乙は、委託事業が完了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の実績報告書（別紙様式）を委託業務終了の日から10日以内または平成31年3月29日（金）のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(適合の審査及び通知)

第10条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第11条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるとときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第12条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第9条から第11条の規定に準じて精算するものとする。

(委託事業の変更)

第13条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、委託仕様書に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託事業の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(帳簿等)

第16条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第17条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978-6
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

乙

(別紙様式)

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

会長 大井川 和彦 殿

受託者 住所

氏名

印

実績報告書

平成 年 月 日付けで契約した本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務について、下記のとおり事業が完了したので、原契約書第9条の規定により報告します。

記

1 委託期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 収支決算書

別添のとおり

3 事業成果品

別添のとおり

委託事業仕様書

- 1 委託業務名 本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務

- 2 委託業務の目的
早春～春の観光シーズンにおいて、SNS や検索エンジンなどの広告スペースを活用し、本県の強みである「絶景」をテーマとした観光PRを行うことで、本県への観光誘客を図る。

- 3 委託業務内容
 - (1) 掲載広告媒体
 - ・Twitter, Instagram やFacebook などの SNS 3 媒体以上
(各媒体 2,000 クリックを想定)
 - ・google やYahoo!などの検索エンジン 2 媒体以上
(各媒体 2,000 クリックを想定)

※プロポーザル審査の際に提案された想定クリック数を下回った場合、実績に基づいて契約（支払）金額を変更することがある。

 - (2) 掲載要件
平成31年3月12日（火）～平成31年3月25日（月）の間に、掲載を行うこと。

 - (3) 内 容
 - ①2016～2018 年度に開催された Zekkei いばらきフォトコンテストの受賞作品を活用すること。
 - ②広告対象については首都圏在住の10代～30代かつ旅行に興味のあるユーザーを対象とし、対象とする層に訴求力のある広告内容とすること。なお、各媒体の広告クリック数に関しては茨城県観光物産課と協議の上決定する。
 - ③それぞれの SNS の特徴に合わせたインパクトのある広告を掲載すること。
 - ④広告内に観光いばらき HP (www.ibarakiguide.jp) へのリンク先の記載及び茨城県観光物産課への問い合わせ先を記載すること。
 - ⑤Zekkei いばらきフォトコンテストの受賞作品に関する資料・画像データについては当課より提供する。
 - ⑥広告掲載後の広告クリック数やインプレッション数、エンゲージメント数、年齢、性別、エリアなどの分析を行うこと。
 - ⑦本業務による制作物の著作権は、すべて漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属することとし、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

(4) 業務完了報告

業務完了後10日以内または平成31年3月29日(金)のいずれか早い方までに以下のものを提出すること。

・業務完了報告書

・広告に活用した画像等を含む電子データ(CD-R)

※CD-Rはウイルスチェックを行うとともに、チェックの日付、ウイルス対策ソフト名、パターンファイル日付を明記のこと

4 委託期間 契約締結の日から平成31年3月29日(金)まで

5 その他 この仕様書に定めのない事項は、別途指示する。